

《 必要書類 一覧 》

①、② について、該当する方に記載されている書類を全てご提出ください。

① 交通遺児のご家庭の方

① 申込書（当法人所定の様式）

③ 世帯全員の住民票(原本)

※ マイナンバーの記載がないもの

※ 対象児童と別居している場合はそれぞれ発行をお願いします

④ 令和6年(令和5年分)課税(非課税)証明書(省略の無い原本)

※ 所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可

※ 申込み時点の主たる生計者に当たる保護者の書類を取得してください

⑤ 交通事故証明書のコピー

※ 発行については自動車安全運転センターまでご確認ください。

※ 発行期限が事故発生から5年のため、取得期間が過ぎている場合は
下記の書類いずれかをご提出ください。

- ・ 死亡診断書等で、交通事故と記載のあるもの(コピー)
- ・ 交通事故発生当時の新聞などの死亡記事(コピー)

⑥ 申込事由を証明する書類(下記1または2)

申し込み事由	提出書類
1 ⑤の交通事故証明書に記載された亡くなった保護者とは別の保護者またはその義務教育終了前の児童が死亡、病気等により重度後遺障害を負った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡 : 死亡診断書等のコピー ・ 後遺障害 : 認定された後遺障害の程度又は、等級が分かる書面のコピー
2 交通遺児等の家庭において、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災証明書等のコピー (半壊以下の場合、被災状況の分かる写真や火災保険等関係書面)

別紙

② 重度後遺障害のご家庭の方(※1)

(※1) 対象等級:自賠法施行令 別表第1又は別表2の1級~3級の方が対象

- ① 申込書(当法人所定)
- ③ 世帯全員の住民票(原本)
 - ※ マイナンバーの記載がないもの
 - ※ 対象児童と別居している場合はそれぞれ発行をお願いします
- ④ 令和6年(令和5年分)課税(非課税)証明書(省略の無い原本)
 - ※ 所得税税額決定通知書、源泉徴収票のコピーでも可
 - ※ 申込み時点の主たる生計者に当たる保護者の書類を取得してください
- ⑤ 自賠法 後遺障害の等級が確認できる書類(下記1~3いずれかに該当する1つのコピー)
 - ※ 障害手帳のコピーは不可

対象別	提出書類
1. NASVA 介護料受給者の方	・介護料受給資格認定通知書 ・介護料支払決定通知ハガキ
2. それ以外の方	・自賠責保険 後遺障害等級証明書 ・医師による後遺障害診断書

※ 症状固定前、等級認定前、現在医療機関等に入院の場合は、「当該医療機関の診断書」または「入院計画書」のコピーを代用としてご提出ください。(症状が細かく記載されていること)

- ⑥ 申込事由を証明する書類(下記1または2)

申し込み事由	提出書類
1 交通遺児等の家庭において、さらに義務教育終了前の児童またはその保護者が死亡した場合、または病気等により重度後遺障害を負った場合	・死亡：死亡診断書等のコピー ・後遺障害：認定された後遺障害の程度又は、等級が分かる書面のコピー
2 交通遺児等の家庭において、災害等により居住する家屋が全壊または半壊の被害を受けた場合	・り災証明書等のコピー (半壊以下の場合は、被災状況の分かる写真や火災保険等関係面)